

福崎町文化財だより 88

福崎町教育委員会
柳田國男・松岡家記念館
神崎郡歴史民俗資料館

生誕の地・福崎町

今年は、日本民俗学の創設者であり、文化勲章受章者、福崎町名誉町民第一号の柳田國男が現在の福崎町辻川で生まれて150年になる記念の年です。

柳田國男は明治8年（1875）7月31日に、儒者で医者、松岡操（約齋）を父とする、8人兄弟の6男「松岡國男」として誕生しました。國男の生家は、現在辻川山の鈴ノ森神社東側に移築・保存されています。この家は、四畳半二間・三畳二間の田の字型の民家で、後に國男が全国の民家を見る際に「民家の基本形」として念頭に置いていたとされる重要な資料でもあります。しかし、この家に7人が居住する生活は、母だけと長兄の妻との不和を招き、一家がこの町を離れる遠因となりました。この経験から、日常生活の小さな問題について考えることが、いずれは社会の大きな問



柳田國男肖像写真（昭和37年）

題を解決する力になると考えた國男は後に「この家の小ささ、という運命から、私の民俗学への志も源を発した」と述懐しています。松岡家が北条に移住したあと、國男は明治18年頃の一年間、辻川の大庄屋三木家に預けられました。この三木家9代当主拙二との交友は生涯続いていくことになります。

民俗学への道

明治20年（1887）に関東へ移った後、次兄井上通泰の手引きで森鷗外と出会い、歌人松浦荻坪に師事、田山花袋や島崎藤村らと交流しました。しかし両親の死をきっかけとして、「飢饉の撲滅」を目指して農政学を志すようになり、東京帝国大学を卒業して柳田家に入り「柳田國男」となって農商務省へ入ります。官僚として日本各地を視察する傍ら『遠野物語』などの出版を通して民俗学への先鞭をつけていきました。その後貴族院書記官長を務めましたが大正8年（1919）に官を下り、朝日新聞社に客員として入ると、國男は更に様々な地域を見聞し、紀行文や新聞を通して多くの人々へ、地方への着目を促していきます。また、大正10年には国際連盟委任統治委員会委員としてスイスへ赴きました。

「日本民俗学の父」

帰国後の國男は、民俗学を体系的に解説した本を次々と発表し、「民間伝承の会」や「民俗学研究所」を発足するほか、学校教育の教科書作成に携わるなど、日本民俗学の確立や教育の発展に力を注ぎました。

その功績をたたえられ、昭和26年（1951）には文化勲章を受章し、昭和37年（1962）3月には、福崎町が「福崎町名誉町民条例」で制定した「公共の福祉を増進し、又は文化の進展に貢献し、その功績が卓絶で、世の敬仰に値すると認められた者」の第一号として、名誉町民の称号を贈られています。同年の8月8日に世を去りましたが、國男の遺した膨大な著作は、現在もなお多くの人々に親しまれています。



柳田國男生家間取り図

柳田國男展 ～日本民俗学の父と故郷の縁～

12/7
(日)
まで開催

◆講演会のご案内◆

本年度も、柳田國男・松岡家記念館顧問で東京学芸大学名誉教授の石井正己先生に、ご講演いただきます。

- 11月15日(土)
- 13:30～
- 神崎郡歴史民俗資料館 2階

開館時間：9:00～16:30

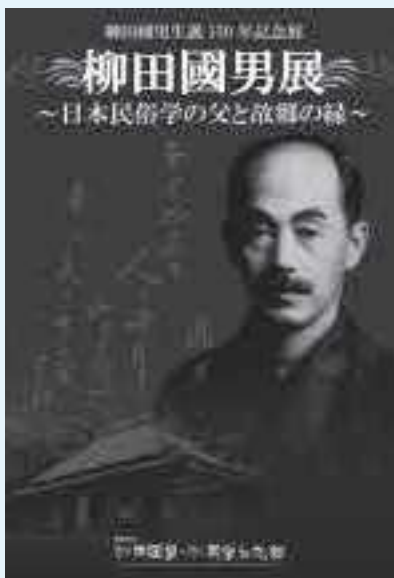
入 館：無料

休 館 日：月曜日

(祝日の場合は開館)

祝日の翌日

問合せ先：☎22-1000



図録は500円で販売しています。

柳田國男・松岡家記念館では、柳田國男生誕150年に際し、記念展を開催しています。本展では、昌文小学校(現在の田原小学校)に通っていた際の國男の幼少期の成績書といった証書類や、大庄屋三木家住宅をはじめとする故郷の人々を取り交わした手紙類。両親である松岡操・たけ夫婦の肖像画など、生誕の地ならではの資料を展示しています。88年の生涯を通じて途切れることのなかった故郷とのつながりや、福崎の人々との絆について取り上げ、150年の節目を祝います。

大庄屋三木家住宅 特別展示

柳田國男竹馬の友

三木拙二

9代当主拙二と松岡家の交流

三木家と柳田國男の生家である松岡家は代々学問的交流がありました。

拙二と2歳年下の國男は竹馬の友で、松岡家が辻川を離れた後も親しい付き合いは続きました。『故郷七十年』の中で國男は「私が一生親しくしてもらった三木拙二翁」などと語っています。また、拙二は國男以外の兄弟とも親交を持ち、彼らの故郷の拠り所となっていました。

現在、三木家住宅で開催している特別展示では、拙二と松岡家との交流を手紙のやり取りから紹介しています。柳田國男・松岡家記念館での記念展とあわせてぜひご覧ください。



辻川の帰郷時の國男(左)と拙二(右) 個人蔵

入館無料

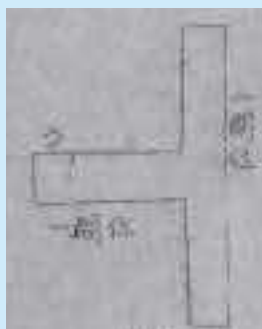
11月30日(日)まで開催!

会 場：三木家住宅主屋

休館日：月曜日(祝日の場合は開館)、祝日の翌日

令和7年度特別展

12/7(日)まで開催



効果的な防空壕平面図
辻川区有文書
昭和20年1月20日

戦後80年 福崎と戦争 一区有文書が伝える戦争一

歴史民俗資料館では、戦後80年の節目に際し、戦争展を開催しています。展示では、各地区に引き継がれてきた文書(区有文書)を取り上げ、新たにわかった福崎の戦時下の様子を紹介しています。「防空壕」に関する通知書。その一つに「防空壕」に関する通知書があります。敵機襲来が頻繁なため、農村にも防空壕の必要性が高まりました。各戸に防空壕の設置が求められました。通知日は、県内最初の本格的な空襲とされる明石空襲の翌日です。通知書には、最も効果的とされる防空壕の形も合わせて図示されました。

約二か月半後には、防空壕用の木材が不足したのか、丸太の供出を求める通知書が出されています。辻川山には、丸太二〇〇本の供出が割り当てられ、一か月以内に供出を完了することが求められました。

歴史民俗資料館だより

松岡五兄弟

柳田國男・松岡家

第86話



今回は、柳田國男・松岡家と多可郡との縁についてのお話です。

松岡五兄弟の父・松岡操は、明治時代に入ってから林田藩（現・姫路市林田町周辺）の藩校・敬業館の教授や、龍野（現・たつの市）の更化学校の教員を経て、田原村（現・福崎町西田原）の明徳小学校の二等教員を務めていました。しかし明治9年（1876）に体調不良のために明徳小学校の教職を辞職しています。

ところが明治10年、操は今度は教員ではなく、多可郡の場村（現・多可郡多可町加美区）の郷社・荒田神社の祠官（神社の祭祀祈禱に従事する神職）となります。

もともと松岡家は、加治谷にある妙徳山神積寺の檀家で

「福崎の身近にある歴史を掘り起こそう」

柳田國男・松岡家と多可郡の縁

神戸大学大学院人文学研究科 特命講師 井上 舞

した。また操の母・小鶴は地藏を信仰しており、辻川の堰溝に地藏堂を建立しています。しかし操は、明治7年に小鶴が亡くなってすぐに「家の仏壇を片づけ、仏具類をみな市川へ流してしまった」そうです（「父の死と自作のノリト」）。國男が物心ついたころには、葬式も神道で行っており、家にはまだ新しい神棚や神具があったそうです。

どのような経緯で、操が教員とは畑違いの神職となったのかは定かではありません。ただ、操が尊敬していた本居宣長や平田篤胤などの国学者たちは、仏教や儒教の影響を受け、ない古来の神道の復活を提唱していました。このため彼らの学問に接したことで、神道に傾倒し、また神職を務められるだけの知識を持っていたのではないかと考えられます。

操は、祠官となった翌年には「教導職試補」という役職にも任じられています。教導

職とは「三条の教則」（敬神愛国・天理人道・皇上奉戴朝旨遵守）に則って、寺社などで説教をし、神道を国教として浸透させるために設置された役職です。

こうした祠官・教導職といった神道に関わる仕事に就いていた一方で、操は多可郡にあった必中小学校の教員も努めています。

明治5年に「学制」が發布され、江戸時代とは異なる新たな教育制度がはじまり、各地に次々と学校が作られてい



荒田神社

ました。しかし学校を作っても、生徒を教える教員の数は十分ではありませんでした。複数の学校で教員を務めた経験のある操の存在は、必中小学校にとっても貴重であったと思われる。

荒田神社の祠官と教員を兼任することは、操が望んだことなのか、学校から望まれたことなのかはわかりません。ただ、この時期、まだ県は師範学校の生徒でした。通泰が井上家への養子となる話が進んでいたとはいえ、國男はまだ幼く、妻・たけは静雄を身ごもっていました。郷社の祠官の俸給は「人民の信仰に任せ」（明治6年2月22日太政官布告第67号）られており、教導職は無給でした。一家の暮らしたために、操は兼任せざるを得なかったのかもしれない。

しかし結局、明治12年1月に、操は荒田神社の祠官を辞職しています。おそらく学校の教員も同時期に辞めたものと思われる。

後年、柳田國男は荒田神社を訪れ、「宿の主人に、「私の親は松岡といって、今から十何年前にここの神主をして

いたことがある」といったら、いろいろ親切にしてくれたのは嬉しかった」と述懐しています（「播州人のユーモア」）。



任命書（教導職試補）



任命書（荒田神社祠官）

岩田健三郎さんの版画教室

今年も岩田健三郎さんによる版画教室を開催します。ポストカードサイズの版画板で手作りのオリジナルカードを作ってみませんか。初めての人でも完成まで、丁寧に教えていただけます。

日程 12月7日(日)
時間 13:30～
場所 歴史民俗資料館 2階
材料費 200円
持ち物 筆記用具、彫刻刀
汚れてもいい服
定員 20人(小学校中学年以上推奨)
問い合わせ 柳田國男・松岡家記念館
(☎22-1000)



昨年度の様子

日本民俗学会 研究奨励賞

福岡町では、日本民俗学会の研究奨励賞の受賞者に副賞を贈っています。この賞は民俗学分野での柳田國男生誕の地・福岡町の知名度向上を目的として、将来の活躍が期待される若手の研究者の論文作品へ授与されるものです。

11月1日(土)に奄美大島で開催された日本民俗学会第77回年回における研究奨励賞表彰式で福岡町賞・金10万をお贈りしました。なお、受賞論文は柳田國男・松岡家記念館や図書館、町役場などの情報公開コーナーで閲覧いただけます。



連続講座②のご案内

申込不要

演題:「コロナ禍の祭礼の実施と地域社会のレジリエンス:兵庫県での祭礼調査の経験から」
日時:12月20日(土) 13:30～15:00
講師:三隅貴史さん
(令和6年度日本民俗学会研究奨励賞受賞者)
場所:歴史民俗資料館 2階
問い合わせ:歴史民俗資料館 ☎22-5699

11月は文化財保護強調月間です

文化財は、地域の歴史を伝えてくれる大切なものです。かけがえのない郷土の歴史遺産を、これからも長く未来へ守り伝えていきましょう。



町指定文化財(彫刻)
木造阿弥陀如来坐像(福田)

柳田國男・松岡家記念館 歴史民俗資料館 利用案内

開館時間

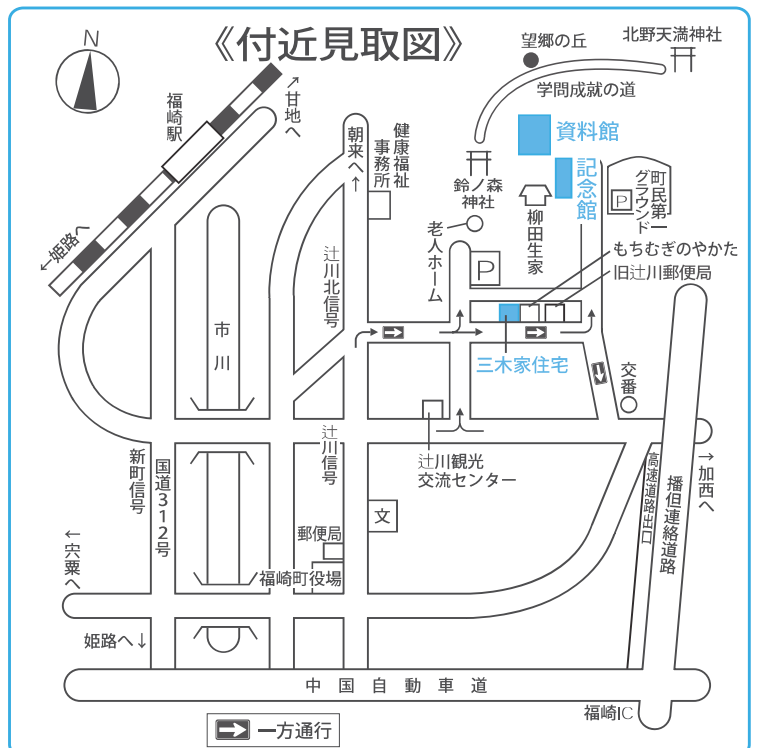
9時～16時30分

休館日

月曜日(祝日の場合は開館)、
祝日の翌日(土・日曜の場合は開館)、
12月28日～1月4日

入館料 無料

交通 JR播但線で福岡駅下車、
タクシー約10分。車は播但
連絡道路・中国自動車道で
福岡ICから約5分、または
国道312号を利用。



福岡町文化財だより 88
発行 令和7年11月6日

・福岡町教育委員会

福岡町南田原316の1

☎0790-220560

・柳田國男・松岡家記念館

・神崎郡歴史民俗資料館

福岡町西田原108の12

☎0790-221000

(記念館)

☎0790-225699

(歴史)

国民年金

11月は

ねんきん月間です

この機会に、年金加入状況を確認しましょう。公的年金制度の加入履歴や、将来受け取れる年金の見込額を知るには、「ねんきんネット」をご利用ください。**ねんきんネット** **検索** 
ホームページ https://www.nenkin.go.jp/n_net/

産前産後期間の 国民年金保険料・国保税 の減免制度

国民年金・国民健康保険に加入している人が出産したとき、申請により産前産後期間の保険料（保険税）の減免が受けられます。

※他の免除申請が承認されている場合、産前産後の免除に変更することができます。既に納付済みの場合は、精算・返金されます。

対象者（出産者）

- ・国民年金第1号被保険者（20歳から60歳までの自営業者とその家族、学生、無職の人など）
- ・国民健康保険被保険者
- ※会社員・公務員や、その配偶者など、社会保険・厚生年金加入中の人の免除手続きについては、勤め先にご相談ください。

減免の内容

- ・国民年金保険料：全額免除（全額納付と同じ扱いになります）
- ・国保税：所得割額及び均等割額を免除

免除される期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（双子以上の場合は3か月前から6か月間）

※妊娠85日以上の出産に限る（死産・流産・早産を含む）

申請に必要な書類 基礎年金番号がわかるもの、出産（予定）日が記載された母子健康手帳、出産証明書（被保険者と子が別世帯の場合）

※出産予定日の6か月前から申請可能です。

問い合わせ先

ほけん年金課（内線355・379）

姫路年金事務所 ☎079-224-6382

★エルデホール催物のご案内★

2月の催し ● 2月15日（日）

GET ALONG
TOGETHER、
最後の雨、Woman、
会いたい…など、
1990年代を彩った
澤田知可子、
中西圭三、中西保
志、山根康広（五
十音順）がエル
デに一同に介す



る超プレミアムイベントです。極上のひとときをスペシャルプライスでお楽しみください。

■開 演 15:00（開場14:30）

■入場料 1階（指定席）2,500円（当日3,000円）
2階（自由席）2,000円（当日2,500円）

※2階は1階指定席完売後のみ購入可能

※このイベントは友の会割引がありません。

※未就学児入場不可です。

※宝くじの助成により、特別料金となっています。

■11月1日（土）9:00～発売開始

※電話予約は13:00以降になります

『宝くじ文化公演』イベントのご案内として広報に掲載しております。早期完売の際はご了承ください。

■主 催 福崎町・福崎町教育委員会

・（一財）自治総合センター

◆チケットのご予約・お申込み・その他お問い合わせはエルデホール（☎23-1655 fax23-1656）まで
※木曜日休館

E-mail erude@town.fukusaki.lg.jp

<http://www.erude.town.fukusaki.hyogo.jp/>

文珠荘の指定管理者を再募集します

福崎町では、公の施設の管理を法人、その他の団体による管理運営とする指定管理者を導入しており、文珠荘の指定管理者を募集します。

○施設の概要 福崎町文珠荘（平成9年4月設置）

○新たな指定管理期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

○応募資格 法人や団体（法人格の有無は問いませんが、法律上、個人は指定管理者になることはできません。）

○指定管理業務開始までのスケジュール

募集要項の周知・配布 12月1日（月）まで

申請書の受付期間 11月25日（火）～12月1日（月）

※詳細は町ホームページでご確認ください。

問い合わせ先 地域振興課 文珠荘担当（内線392）

都道府県・市区町村に

地方税に関する申告等を
一括手続

市区町村に

給与支払報告書を
一括提出

国（税務署）にも

源泉徴収票を
一括提出

eLTAXを利用して給与支払報告書を作成・提出する場合に限る。

選べる納付方法

クレジットカードでも
納付可能

eL-QR付き納付書なら
24時間365日納付可能

それぞれの都道府県・市区町村に行う必要がある地方税の手続（申告・申請・納付など）も、eLTAXを利用すれば複数の都道府県・市区町村に一括手続できます。地方税の手続は、ぜひ、簡単・便利なeLTAXをご利用ください。

1 インターネットで手続



2 eLTAXで受付



3 都道府県・市区町村へ配信



ご利用の流れ



A 電子申告

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信できます。複数の提出先へ電子申告する場合は、利用届出（変更）を行って提出先を追加します。

利用可能な税目

- 法人都道府県民税 ■ 法人事業税 ■ 事業所税
- 特別法人事業税（地方法人特別税）
- 法人市町村民税 ■ 固定資産税（償却資産）
- 個人住民税（給与支払報告書等や特別徴収関連手続）

PCdesk Nextを利用して申告・申請・届出を行う税目

- 地方たばこ税 ■ ゴルフ場利用税 ■ 入湯税 ■ 宿泊税
- 軽油引取税 ■ 固定資産税（知事・大臣配分資産）
- 鉱区税 ■ 鉱産税 ■ その他の法定外税

令和7年12月下旬～

- 不動産取得税 ■ 個人事業税
- 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 自動車税（環境性能割） ■ 自動車税（種別割）
- 軽自動車税（環境性能割） ■ 軽自動車税（種別割）
- 国民健康保険税 ■ 水利地益税 等

B 電子申請・届出

eLTAXで電子申告に関連した申請・届出を行うことができます。電子証明書があれば、利用者IDがなくても利用できます。ただし、代理人の場合は利用者IDが必要です。

利用可能な手続

- 法人設立届出や異動届出等
- 申告手続に関連した申請・届出

C 電子納付

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから納付情報の発行依頼を行い、クレジットカード、ダイレクト納付（口座振替）、インターネットバンキング及びATMなどから税金を納付することができます。

利用可能な手続

- 申告手続に関連した納付手続
※ 地方団体から届く納付書で納付するものを除く

都道府県・市区町村ごとの提供サービスについてはeLTAXホームページでご確認ください。

令和7年中所得に関する令和8年度分の個人住民税から電子申告がスタート！

エルタックス

eLTAXから「マイナンバーカード」を利用して 個人住民税に関する申告ができます

申告会場に出向くことも申告書の記載・印刷・郵送も必要ありません。
スマホやパソコンからeLTAX個人住民税電子申告システムに簡単アクセス！



Q 電子申告には何が必要ですか？

- A**
- 申告者を特定・確認するため電子申告にはマイナンバーカードが必要です。
 - ☑ 券面事項入力補助用パスワード（数字4桁）
 - ☑ 署名用電子証明書用パスワード（英数字6～16桁）の入力が必要です。
 - ※マイナンバーカードには有効な署名用電子証明書が搭載されている必要があります。
 - 申告内容を確認するため源泉徴収票など所得金額の分かるものや保険料控除証明書などが必要です。
 - 申告受付完了等のご連絡を送信するためメールアドレスが必要です。

Q eLTAXの利用届出（利用者IDの取得）等は必要ですか？

- A** マイナンバーカードによる認証を行うため必要ありません。

土地・家屋の売買等をしたときは所有権移転登記もお忘れなく！

固定資産税は土地・家屋などの固定資産の所有者にかかる税金です。

納税義務者は、毎年1月1日時点で法務局の登記事項証明書に登記されている所有者です。例えば、年内に売買した場合でも1月1日時点で所有者の名義が変更されていなければ、納税義務者は変更されません。売買等で所有者が変更されたときには、速やかに法務局で所有権移転登記をしてください。

また、未登記家屋の名義は役場税務課で変更します。売買等をした場合は、1月1日までに未登記家屋名義変更申請書を必要な添付書類とともに提出してください。

問い合わせ先 税務課 資産税係（内線344・346）

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

スマートフォンからもご覧いただけます。（※）

（※）利用届出等の手続、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。



エルタックス



ご利用に際してのご不明な点等は「よくあるご質問」をご覧ください。

▶ <https://eltax.custhelp.com>



eLTAXを利用するための準備や給与支払報告書の作成方法などは「動画コーナー」をご覧ください。

▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/support/movie/>



問い合わせ先 税務課（内線342）

申告書の作成と提出は スマホで完結

税務署へ行かなくても、スマホとマイナンバーカードがあればいつでも、どこでも、簡単に申告書を作成できます。

画面の案内に沿って進めるだけで申告書が作成できるのでちょっとしたすきま時間であっという間に作成できます。

マイナンバーカードの電子証明の有効期限切れや失効にご注意ください。



←
「確定申告書等
作成コーナー」



←
困ったときは
質問を入力する
と「税務職員
ふたば(AI)」
が回答します

（姫路税務署 個人課税部門）

令和7年分 年末調整説明会 開催

定額減税の事務を含めた令和7年分年末調整説明会を開催します

日 時 11月27日（木）13:30～16:00

場 所 アクリエひめじ 中ホール

講 師 姫路税務署職員

主 催 公益社団法人 姫路納税協会

申込方法など、詳細はQRコードまたは姫路納税協会ホームページでご確認ください。

問い合わせ先 姫路納税協会（☎079-284-1010）

